

第 I 部 総論編

第 1 章 活性化したまち

第 1 節 厳しさを増す地域社会と地方自治体の責任

2001年に成立した小泉内閣により、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という理念のもと、三位一体の改革⁸⁵が推進された。当改革の評価はさておき、一面では、税源移譲の額より国庫補助金の削減額の方が大きかったことや、地方交付税の抑制などが行われたことは地方自治体にとって大きな打撃となった。これに加えて、2007年に発生した世界金融危機を起因とする経済不況に見舞われたことで、国内企業の経営不振・倒産や個人消費低迷などにより、税収の低下を招いた。

地方自治体は、こうした厳しい財政状況のなか、また少子高齢化や人口が減少していく社会のなかで、地域を活性化させていく方策を考え、実践していかねばならない。

戦後、高度成長期より続いた発展的で成長路線をひた走っていた社会から、ある程度成熟してきた社会にある現在、地域社会が活力を取り戻すためには、いかなる方向を目指していくべきであろうか。

第 2 節 活性化したまちとは

地域社会に焦点を当てたとき、そもそも活性化したまちとはどのように定義づけることができるのであろうか。この点、定義づけがされている例として、高瀬武則・伊藤理によると「地域社会の自律性と自発性を高めることによって地域社会の何らかのパフォーマンスの上昇をめざす活動⁸⁶」だとしているが、この「何らかのパフォーマンス」という部分に何が該当するのか明らかでない。また、橋詰登によれば、地域活性化を定量的に捉えるために、定住人口の維持、経済発展、農業・林業生産活動の発展といった視点を統合することが必要だとしている⁸⁷。

こうした例をみても、曖昧さを残した定義づけがされるなど、その定義は一様ではない。すなわち、活気溢れる地域社会とは、商工業など地域経済の発展、高い住民力や今に生きる伝統文化など多様な観点からはかることができるため、確固たる唯一の定義づけを行うことにそれほど大きな意味はない。

そこで、明確かつ唯一の定義を定めることはここではできないが、本稿の考え方を示すと次のようになる。地域振興策を考えると最終的な目標としているのは、地域内における経済活動の活発化であって、地域に多くの人々が訪れ消費を促す必要がある。そのためには、地域住民が一丸となって自らの地域の魅力開拓に努め、まちの良さを発信

⁸⁵ 国と地方公共団体の関係において、①国庫補助負担金の廃止・縮小②地方交付金の一体的見直し③税財源の移譲を取り決めた施策である。

⁸⁶ 高瀬武則・伊藤理「地域活性化の共通課題」『社会変動と関西活性化』関西大学経済・政治研究所 2007年 144冊 第6章所収 P134。

⁸⁷ 橋詰登「農村自治体の地域活性化診断」『農林水産政策レビュー』No.8 PP10-17。

する必要があるだろう。

そうであるなら、「地域経済の発展という目的をもって、地域特有の魅力の開拓と発信を市民や地域が取り組み、その結果、多くの人々が集まる魅力ある地域」、を活気のあるまちとすることができる。

第3節 定住人口から交流人口へ

活性化したまちの定義のなかの「多くの人々が集まる魅力ある地域」という点について、一般的に言って魅力的なまちといえば、中心市街地が活気に溢れた商業が盛んなまち、数多くの企業・工場が立地し稼働している商工産業が盛んなまち、豊かな地域資源がある魅力ある観光地、また教育や福祉が充実しているなど様々な形態がありえる。このように魅力あるまちといっても多様な視点があるが、それらはいずれも多くの人々の交流が発生しているという点において共通するならば、多くの人々が外部からまちへ集まってきているということ、すなわち交流人口が多いことは一つの重要な要素であるといえる。

よって、定住人口については、定住人口を維持ないし減少抑制のための施策や、他都市への人口流出を防ぐといった対策は当然検討されるべきものだが、現実に到来する人口減少という問題を解決することは並大抵のことではない。そこで本稿では、成熟した日本社会において人口の減少傾向はもはや避けられない現象だとすれば、定住人口からではなく、交流人口を拡大させるというアプローチ方法から考えていく。